

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和2年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第150号ほか4件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月17、18日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第150号 水戸市職員の自己啓発等休業に関する条例

本案は、地方公務員法の規定に基づき、自己啓発等休業制度を新たに導入するため、職員の大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業に関して必要な事項を定めるものであり、想定される国際貢献活動の具体的な事例や職員のニーズ等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「本制度を十分に周知し、活用を図ることで、職員の職務能力の向上に努められたい」、「本制度を利用する職員の所属部署の業務体制について、十分に配慮されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第158号 指定管理者の指定について（水戸芸術館）

議案第159号 指定管理者の指定について（水戸市国際交流センター）

議案第168号 指定管理者の指定について（総合運動公園等）

これらの案件は、水戸芸術館、水戸市国際交流センター及び総合運動公園等の公の施設について、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、指定管理者を指定するものであり、各施設の指定管理者となる団体の取組実績とその評価等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「より市民が利用しやすい施設を目指して、市と指定管理者が連携しながら、サービスの向上に努められたい」、「総合運動公園等のスポーツ施設については、維持管理の効率化に努め、市民スポーツの環境向上を図られたい」等の意見が出されました。

この後、これらの案件を採決した結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第176号 令和2年度水戸市一般会計補正予算（第8号）（ただし、第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分、産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）

本案は、千波湖導水施設整備事業費の増額に伴い、国庫補助金及び県負担金等の歳入について補正措置を講じるほか、財政調整基金について、地方財政法の規定に基づき、前年度剰余繰越金の2分の1の額を積み立てるとともに、水戸芸術館、水

戸市国際交流センター，総合運動公園等の公の施設の指定管理に係る債務負担行為を設定するものであります。

このうち，千波湖導水施設整備事業の概要や債務負担行為の設定に係る積算根拠等について，種々質疑応答を重ねた後，採決の結果，賛成多数をもって，原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第150号，議案第158号，議案第159号，議案第168号

以上，原案を認める。

議案第176号（ただし，第1表中歳出中第6款及び第8款並びに第2表債務負担行為補正中文教福祉委員会所管分，産業消防委員会所管分及び建設企業委員会所管分を除く）

原案を認め，次の意見を付する。

意見

歳入予算を補正する千波湖導水施設整備事業については，千波湖の水質浄化を推進するための事業であることから，早期の実現に向け，財源の確保に努められたい。

上記のとおり報告する。

令和2年12月22日

水戸市議会議長 内藤丈男様

総務環境委員会

委員長 小泉康二